
平成25年 第2回(定例)高鍋町議会会議録(第5日)

平成25年6月20日(木曜日)

議事日程(第5号)

平成25年6月20日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第32号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について
- 日程第2 議案第33号 平成25年度高鍋町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第3 議案第34号 高鍋町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 日程第4 議案第35号 平成25年度高鍋町一般会計補正予算(第2号)
- 日程第5 発議第3号 年金2.5%削減中止を求める意見書
- 日程第6 発議第4号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2014年度政府予算に係る意見書
- 日程第7 閉会中における議会広報編集特別委員会活動について
- 日程第8 閉会中における議会運営委員会活動について
- 日程第9 閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第32号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について
- 日程第2 議案第33号 平成25年度高鍋町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第3 議案第34号 高鍋町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 日程第4 議案第35号 平成25年度高鍋町一般会計補正予算(第2号)
- 日程第5 発議第3号 年金2.5%削減中止を求める意見書
- 日程第6 発議第4号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2014年度政府予算に係る意見書
- 日程第7 閉会中における議会広報編集特別委員会活動について
- 日程第8 閉会中における議会運営委員会活動について
- 日程第9 閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施について

出席議員(15名)

1番	水町 茂君	2番	徳久 信義君
3番	岩崎 信や君	5番	緒方 直樹君
6番	池田 堯君	7番	中村 末子君
8番	黒木 正建君	10番	後藤 隆夫君

11番	青木	善明君	13番	永友	良和君
14番	時任	伸一君	15番	八代	輝幸君
16番	津曲	牧子君	17番	柏木	忠典君
18番	山本	隆俊君			

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長	間 省二君	事務局補佐	鳥取 和弘君
議事調査係長	山下 美穂君		

説明のため出席した者の職氏名

町長	小澤 浩一君	副町長	川野 文明君
教育長	萱嶋 稔君	教育委員長	黒木 知文君
農業委員会副会長	坂本 弘志君	代表監査委員	黒木 輝幸君
総務課長	森 弘道君	政策推進課長	壺岐 昌敏君
建設管理課長	恵利 弘一君	農業委員会事務局長	長町 信幸君
産業振興課長	田中 義基君	会計管理者兼会計課長	宮崎守一朗君
町民生活課長	三浦 敏君	健康福祉課長	河野 辰己君
税務課長	原田 博樹君	上下水道課長	芥田 秀則君
教育総務課長	三嶋 俊宏君	社会教育課長	中里 祐二君

午前10時00分開議

○議長（山本 隆俊） おはようございます。只今から本日の会議を開きます。

この際、議会運営委員会の報告を求めます。委員長、後藤隆夫議員。

○議会運営委員会委員長（後藤 隆夫君） おはようございます。それでは御報告を申し上げます。昨日、一般質問終了後に14時25分からですが、正副議長室におきまして、議会運営委員会を開催をいたしましたので、その結果について御報告を申し上げます。

今期定例会に付議されました案件は8件で、うち専決2件、報告3件、契約1件につきましては、もう既に本会議において審議を終えたところでございます。残りの議案2件につきましては、各常任委員会にその審査を付託され、審査を終えたところでございます。

新たに、条例1件、補正予算1件、意見書2件の4件が追加提出されました。執行部並びに事務局よりその内容について説明を受け、慎重に審査を行いました結果、本日の日程に追加し、審議を行うことで、出席委員全員の一致を見たところでございます。各議員の

御協力をお願い申し上げまして、御報告といたします。

- 議長（山本 隆俊） 本日の議事日程につきましては、只今報告がありましたとおり、4件を追加提案し、お手元にお配りしましたとおり議事を進めます。

日程第1. 議案第32号

日程第2. 議案第33号

- 議長（山本 隆俊） 日程第1、議案第32号公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正についてから、日程第2、議案第33号平成25年度高鍋町一般会計補正予算（第1号）まで、以上2件を一括議題といたします。

本2件は、所管事項別に各常任委員会に付託されておりましたので、各常任委員長の議案審査結果報告を求めます。

まず、総務環境常任委員長の報告を求めます。委員長、中村末子議員。

- 総務環境常任委員会委員長（中村 末子君） おはようございます。総務環境常任委員会に付託された議案第32号公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について、議案第33号平成25年度高鍋町一般会計補正予算（第1号）中、関係部分について審査を行いましたので、その経緯と結果について報告をいたします。

審査日時は6月の13日、14日、17日の3日間です。審査場所は第1委員会室において防災行政無線設置箇所について現地調査を行いました。常任委員全員出席、要点筆記、事務局長、関係課職員出席のもと、説明及び資料提出の上、慎重に審査を行いました。

まず、議案第32号公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について、この案件は、高鍋町が派遣している4団体のうちエコクリーンプラザが法律の施行に伴い、財団法人から公益財団法人への名称変更がなされたことにより、条例中の名称変更を行うものとの説明がなされました。

委員より、一部事務組合への派遣を含めると、人員が不足する事態が発生するのではないかと懸念が示され、それに対して、確かに人的配置については苦勞しているところだが、新規採用を含めて人材確保に努めたいとの答弁がなされました。

質疑は終了し、討論を求めましたが、討論はなく賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第33号平成25年度高鍋町一般会計補正予算（第1号）中、関係部分について報告します。

総務課関係では、防災行政無線関係について、総括質疑でも明らかにされた設置基数及び場所について記載された資料をもとに説明を受けました。それによると、2カ年計画で、防衛省補助75%を受け、今年度は、まず親局と屋外子局30箇所分が設置されるということです。

委員より、設置箇所についてハモることはないのかとの問いに、無風状態の調査ではあるが、それに基づき設置箇所を決定しているとのことでした。委員より、屋外子局について

て、農作業中などについて聞こえないときもあると考えるが、対策はあるのかとの問いに、対策としては個別受信機での対応だと考えているとの答弁でした。

ほかには、例規集内容の精査を行う予算との説明でした。財務規則などを含めて、長い間見直しをしないできているので予算化したものであるとの説明でした。

なお、このほか消費者行政啓発活動が県補助100%であるが、法律相談及び灯籠まつり時などでの啓発活動を行うものであるとの説明でした。

委員より、法律相談をする前の段階での啓発活動が有意義だと考えるので、その方向でも予算を使ってほしいとの要望が出されました。

次に、税務課関係では、県への派遣職員の代替えとして1名、パート職員分と固定資産税事務に関して今まで臨時職員対応だったが、専門的知識なども必要であるため、嘱託員制度で雇用をしたことによる報酬増があるとの説明でした。

委員より、嘱託員は5年がめどだが、専門的な知識が必要なら人材育成を行う必要があると考えるがとの問いに、確かにその要素はあるが、現在の一般事務で来られている方は独学で勉強され、専門的な知識も身につけられているとの答弁でした。

次に、政策推進課関係では、地方債補正に関して、道路、防災行政無線、中央公民館整備など予算が出たことによる地方債、ことし7年目となる再編交付金が、学校、堀の内公民館大規模改修分の歳入やふるさと納税分との説明でした。そのほか、公共施設等整備基金からの繰り入れ、純繰越の歳入が説明された。

歳出では、協働のまちづくり計画審議に対して、委員の報酬などの予算、島田圃場跡地を現在試掘調査を行っているが、終わり次第、竹やぶ伐採及び駐車場整備を行いたいとのことでした。また、スポーツ合宿補助は3団体であるとの説明でした。

委員より、スポーツ合宿については、どのような要綱があるのかとの問いに対して、町外の団体で、町内での宿泊が条件となっているとの説明でした。また、島田圃場に関しては、竹やぶは一度切っても次から次と出てくるが大丈夫かとの問いに、心配しているとの答弁でした。

なお、余談ではありますけれども、委員より竹枯らしという薬剤があるので使ったらどうかとの提案がありました。

委員会最終日に、防災行政無線の設置箇所調査に出かけました。川沿い、海沿いなど主なところを調査してまいりました。

以上で、総務環境常任委員会の審査は終了し、討論を求めましたが、討論はなく賛成全員で可決すべきものと決しました。

○議長（山本 隆俊） 以上で、総務環境常任委員長報告を終わります。

これから1議案ごとに質疑を行います。

まず、議案第32号公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第33号平成25年度高鍋町一般会計補正予算（第1号）中、関係部分について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、総務環境常任委員長報告に対する質疑を終わります。

続いて、産業建設常任委員長の報告を求めます。委員長、岩崎信や議員。

○産業建設常任委員会委員長（岩崎 信や君） 産業建設常任委員会に付託された議案について審査した経過と結果について報告いたします。

日時は6月13日、14日、17日の3日間です。審査は産業建設委員全員、審査会場は第3委員会室です。関係課長、職員の出席を求め、審査を行いました。

今回、本委員会に付託された議案は議案第33号平成25年度高鍋町一般会計補正予算（第1号）中、関係部分です。

初めに、建設管理課関係です。土木費の道路維持費について、需用費は町道の除草、清掃、側溝しゅんせつで、役務費は電線にかかる桜の伐採手数料、工事請負費は主に舗装工事で、町道の維持整備費で8路線、道路新設改良費として2路線など、現状写真や位置図を示しての説明がありました。

また、舞鶴公園整備基本計画修正業務委託、さくら通りの道路名称サイン設置などについての説明もありました。

質疑に入り、委員より野首の土地の交渉は進んでいるのかと質問があり、請願が上がったところで、具体的な交渉はこれからとのことでした。

また、委員より、町道の維持整備費について今回8路線だが、要望は多いのかとの質問があり、とても多い、昨年度だけでも公民館長より二十数路線要望が上がっている。なかなか要望に応えられないのが現状であるとの答弁でした。

また、さくら通りの名称サインを2箇所設置することについて名前の由来を聞かれ、公募により決まったとのことでした。

次に、委員より、舞鶴公園の整備基本計画の内容について質問があり、公園の長寿命化計画を策定中なので、整合性を図りながら階段の見直し、手すり、水銀灯などの整備を行う。また、管理のための道路の整備も行いたいとのことでした。さらに、島田圃場について計画の中にあるのかと尋ねられ、舞鶴公園に隣接していることから一体として整備するというので計画に入っているとの答弁がありました。

次に、産業振興課関係です。農林水産費の畜産業費は家畜市場の自動電子競りシステムの整備負担金で、総事業費2,800万円を市場、農家、農協、1市5町1村で分担したものである。

農地費の工事請負費は、若葉台ののり面崩壊防止工事で、暫定的ではあるが土のう、布団かごを用いて、土砂の道路への流出防止を行うもの。

農村施設費の交流施設費は、需用費として、農産物加工施設の調理器具の購入費、修繕費は、温泉の熱交換器の補修など。

工事請負費は、加工施設の看板設置と温泉の二酸化塩素発生装置の設置工事で、平成14年から使用しているが、既に耐用年数の8年以上が経過している。当時は、1,000万円かかったが、性能がよくなって安くなった。

口蹄疫復興ファンドの工事請負費は花守山の排水路整備であり、観光協会への補助金は周回歩道の整備工事費で、幅員1.5メートル、距離約350メートル、総工費は2,100万円で、観光協会が700万円負担する。

松くい虫防除委託費は、薬剤の樹幹注入。商工費は、スタンプカードイベント補助金とまちなかチャレンジショップ事業補助金である。

観光費の観光協会の補助金は、グルメガイド1万冊の作成費であるなどの説明があり、その後質疑を行いました。

委員より、農産加工施設費の消耗品費は何人分で、何をかうのかと質問があり、一度に2グループで、最大20名くらいの予定。鍋とかそば打ちセットなどであるとの答弁でした。さらに、利用頻度について問われ、5月の利用は、コイン精米機は61名、米粉は10名、加工室は16日、51時間との答弁でした。

次に、委員より、二酸化塩素発生装置は大きいのかと問われ、今回は小型化している。レジオネラの発生防除にも十分対応できるとの答えでした。

また、委員より、花守山について町と観光協会との整備工事の分担について質問があり、遊歩道は観光協会で、斜面などの危険部分は町が負担する。このことは、地区説明会や議員協議会などで説明し、十分知ってもらっていると思っているとの答弁でした。

さらに委員より、水について質問があり、斜面の途中で湧水がある。また、植栽をして遊歩道を設置すると、その遊歩道を伝って水が集まる。これを観光協会だけに任せていると、急傾斜もあり、下に民家もあるので、危険な部分については高鍋町の観光地の整備になるので、その安全面については町が行うとの答弁でした。

また、その工法について質問があり、コンクリートの排水路と併用して、布団かごで排水を制御しながら行う。歩道はその外側に整備されるとの答弁でした。

排水路の長さは300メートル、また、遊歩道はビリ砂利などで自然な形の整備を行う予定との説明もありました。

また、この観光協会負担分の700万円が集まらなかったときはどうするのかと質問があり、3分の2の助成なので、それに応じて年度事業費を調整することになるとの答弁でした。

次に、委員より、グルメガイドについて、掲載店舗の負担は幾らかという質問に、5,000円の予定、さらに何店舗予定しているかとの問いには、前回のランチガイドが40店舗なので、80店舗ぐらいを予定しているとのことでした。

また、自衛防疫推進協議会補助金について、委員より目的を問われ、口蹄疫など、いざ

というときにすぐ対処できるよう、動噴、薬品などを備えるものとの答弁でした。

委員会室での審査が終了後、道路新設改良の宮越地区排水、蓑江・小鶴（２）線、聖母幼稚園の裏側ですが、それと花守山の周回歩道予定地を現地調査いたしました。

全ての審査が終了し、採決を行いました。

議案第３３号平成２５年度高鍋町一般会計補正予算（第１号）中、関係部分について討論はなく、全員賛成で可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

○議長（山本 隆俊） 以上で、産業建設常任委員長報告を終わります。

これから質疑を行います。

議案第３３号平成２５年度高鍋町一般会計補正予算（第１号）中、関係部分について質疑を行います。質疑はありませんか。７番、中村末子議員。

○７番（中村 末子君） 総括質疑でも述べておきましたけれども、花守山の問題ですね。

これについては、先ほど詳しく説明が、審査の内容の説明がありました。

私が一番気になるのは、やはり水の問題なんですよ。やっぱり水が急傾斜地で今度、３月の１０日に植えたときには、とてもお年寄りなんかは植えられる状況ではなかったと、とても急で、植えられなかったというお話を聞いたんですね。そのお話を聞くかぎりでは、やはりそこから水が出てくる状況というのが懸念されると思うんですよ。そうすると、ビリとか砂利で歩道を、遊歩道をつくるということになると、そのビリの下あたりを、また水が出て陥没する恐れがあるんじゃないかという気がするんですけど、そこまで審査の時にしっかりと状況を把握されているのか、調査にも行かれたと思うんですけども、そのときやっぱり水の出る、あそこが急傾斜地の危険地域であるということは、もう十分議員の皆さんも御存じだろうし、担当課の職員も御存じだろうと、これは説明会のときもそういうふうにおっしゃったんですから、たぶん御存じだったと思うんです。そのところが、やはりすごく水の抜け道をどういうふうにするのかということの詳細に、もう少しお知らせ願いたいなというふうに思います。

そしてもう一つは、７００万円を負担して、今ペットボトルであちこちに寄附を募っていらっしゃるようなんですけども、やはり、これ、お金を準備してからある程度かかっていかないと、どれぐらい観光協会に今手持ち資金があるのかということは確認をされたのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 委員長。

○産業建設常任委員会委員長（岩崎 信や君） 花守山の水のことについては、現地調査をしたときに、私たちもそれは実感いたしました。大きな穴が何箇所もあいておりました。委員会の中での説明では、これについて担当課から詳しい説明がありまして、これにはきちんと対応しなければならない。そのために、排水路はいわゆるコンクリートの排水路と布団かごというものを用意して、水をうまくぬけるような装置を設置すると。遊歩道、周回歩道はその外側につくるんだと。だから水は歩道に行く前に一応とめられると考えてい

る。下の方の急傾斜についても、私たちは上から見たときに、ああこの人たちのことを言ってるんだなということがわかって、そのことにはきちんと対応するという返事をいただいております。

観光協会の700万円については、こういう審査があって、700万円集まらなかったときには、事業費を調整すると、それだけのことで、今現在観光協会が幾ら持っているかということについては調べておりません。

○議長（山本 隆俊） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） これで質疑を終わります。

以上で、産業建設常任委員長報告に対する質疑を終わります。

続いて、文教福祉常任委員長の報告を求めます。委員長、青木善明議員。

○文教福祉常任委員会委員長（青木 善明君） おはようございます。平成25年第2回高鍋町議会定例会において、文教福祉常任委員会に付託されました議案は、議案第33号平成25年度高鍋町一般会計補正予算（第1号）中、関係部分の1件であります。その審査と経過及び結果について御報告いたします。

日時は6月13日、14日と17日の3日間、第4委員会室にて文教福祉常任委員全員が出席し、執行当局に担当課関係職員の出席を求め、議案の説明を受け慎重に調査を行いました。また、調査においては、17日に、東西中学校の工事予定箇所の調査に行っております。

初めに、健康福祉課であります。まず、老人福祉費の委託料ですが、これは、平成22年度に実施した災害時避難行動要援護者登録申請により決定した要援護者の被災者支援システムセットアップ作業として、サーバーネットワークシステムの設定作業や職員向けの操作説明会を行うものであります。

次に、負担金補助及び交付金の高齢者と障害者の居場所づくり補助金についてですが、これは、昨年度、県の地域支え合い体制づくり事業補助金を活用し行った事業を引き続き実施するもので、補助金の交付先は、NPO法人、児湯・高鍋ライフセービングスポーツクラブが当該事業を年間を通して行い、町は運営経費のうち、講師謝礼及び保険料として6カ月分を補助するものであります。

委員より、このNPO法人の実態についての問いに、現在の構成員は10人で、平成22年度から活動をしており、高鍋海水浴場の委託とかその他の活動なども含め、成果を上げているとの説明でありました。

また、委員より、サーフィンとかノルディックの教室が注目されてきているが、その効果はの問いに、サーフィンではバランス感覚がよくなり、つまずいて転ぶことがなくなったとか、塩水のおかげでアレルギー性鼻炎がなおったとか、ノルディックウオーキング教室では、手術後のリハビリになるとか健康づくりに役立っているといった声が寄せられているとの説明でありました。

次に、長寿社会づくりソフト事業補助金ですが、これは、町の若手職員が中心となって活動を行っている四季彩のむら、たかなべ希望のまちづくりが長寿社会づくりソフト事業交付金を活用し、四季彩のむらを中心に地域住民と協働し、学びの場づくり事業を行うとのことであります。

委員より、町職員は何名いるかの問いに、現在14名いるとの説明でありました。委員より、内容からして、産業振興課傾向の事業ではないかとの問いに、産業振興課でも構成員がおり、連携して行っているとの説明でありました。また、委員より、町職員が代表になり、職員だけで構成する団体が補助金の交付を受けることについて、法に抵触しないかの問いに、県に問い合わせた結果、法に抵触しないとの説明でありました。

次に、障害福祉費の委託料ですが、これは、障害者自立支援法が障害者総合支援法に改正することに伴い、障害者に係る事務の効率化を図るために、事務全般のシステム入れかえを行うものであります。

次に、高齢者等多世代交流拠点施設費の需用費、役務費、工事請負費ですが、入り口の看板設置工事と施設の一部にふぐあい等が見つかり、修繕等を行うものであります。委員より、看板はどこに設置するのかの問いに、県道からよく目につく施設入り口の見やすいところに立てるとの説明でありました。

次に、児童措置費の放課後児童健全育成事業費の工事請負費ですが、これは降雨時の送迎等に対応するため、東小学校放課後児童クラブにテラスを設置するものです。

備品購入費ですが、これは町が運営を委託している町内の放課後児童クラブ5箇所に対し、発達障害等の問題を抱える児童の発作等を落ちつかせるスペースを確保するために、パーテーション、仕切りが必要なため購入するものであります。委員より、安全性はの問いに、材質は紙なので大丈夫との説明でありました。

次に、児童福祉施設費の保育費の報償費ですが、これは、わかば保育園において、専門的知識、臨床心理士等の資格を有するコーディネーターに子供の観察を行ってもらい、助言等を求め、発達障害等の子供や保護者等に適切な支援を行うためのものであります。

次に、教育総務課であります。まず、教育寄附金100万円は、河原肥料店から学校図書購入費用として受け入れるものであり、教育振興費の東西小中学校の備品購入費の図書として計上しているとの説明を受けております。

事務局費の高鍋町育英会出資金ですが、これは、高鍋町自治公民館連絡協議会からの寄付を充当するものであります。

姉妹都市交流事業費ですが、これは平成6年度から米沢市と高鍋町の小学生が交互に姉妹都市を訪問し、交流しているもので、今年度は高鍋町の小学生10名が訪問し、姉妹都市の自然、文化、歴史を学び、訪問先の小学生宅でホームステイを行うなど、交流を深めるとの説明でありました。

次に、学校管理費の東小学校費ですが、これは教室のドア補修などの修繕料と運動場の流末排水を改良するための測量設計委託料及び書架2台の備品購入費であります。

同じく西小学校費ですが、これは校舎廊下塗装改修、管理棟外通路のコンクリート補修、教室の床張りかえ補修の修繕料で、工事請負費は第3棟校舎屋上防水工事、運動場屋外照明設置工事であります。

次に、学校管理費の東中学校費ですが、これは再編交付金を充当して、武道場雨漏り補修などの修繕費と校舎昇降口の屋根防水工事などの工事請負費です。

同じく西中学校費ですが、同じく再編交付金を充当して、生徒玄関前広場の舗装などの修繕費とプール改修工事の工事請負費です。

次に、学校給食費の西小学校費ですが、これは昭和56年購入の電気消毒保管庫が耐用年数を経過し、劣化していることから買いかえるものです。

委員より、工事請負費予算の積算根拠はの問いに、業者による見積もりや町の積算システムを用いた上で概算設計額を算出しているとの説明でありました。

最後に、社会教育課であります。まず、社会教育総務費のコミュニティ助成事業補助金ですが、これは宝くじの運用益を財源とした自治総合センターからの補助金で、地域コミュニティに関するもので、今回は、西平原、南牛牧自治公民館が採択され、公民館に備品等を整備するものです。

委員より、待機待ちの団体数と途中からの割り込みや優遇することはとの問いに、待機待ちの団体は16団体あり、途中からの割り込みや優遇することはないとの説明でありました。

同じく地区公民館大規模改修補助金ですが、これは防衛省の基地再編交付金を活用して、堀の内自治公民館の大規模改修工事を行うものです。

次に、公民館費の工事請負費ですが、これは、平成23年度から段階的に進めている中央公民館の外壁塗装について、今年度はホール南側と東側正面玄関の塗装改修を行い、県のニューディール事業を活用して、中央公民館ホール屋上に停電対応型太陽光発電システムを設置するもので、太陽光発電は20キロワットで、蓄電池は40キロワットとのことです。

委員より、太陽光パネル設置工事設計委託についての問いに、当初予算で耐震診断を工事設計委託で計上していましたが、耐震診断については構造設計資料で行うことになり、太陽光パネル工事設計委託については補助対象となることから、今回の補正で、一般財源から県補助金への財源調整を行ったとの説明でありました。

委員より、太陽光発電と蓄電池の費用はの問いに、太陽光発電のパネルが1,324万1,000円で、蓄電池は1,425万9,000円との説明でありました。

委員より、売電はするかの問いに、売電はしない、災害時の避難場所にもなっているので、非常時に対応できるとの説明でありました。

次に、図書館費の備品購入費ですが、これは、宮崎日日新聞社が発行した新聞内容、明治26年8月から平成22年12月までのものをおさめたブルーレイディスクを28枚購入するもので、検索機能、記事の印刷機能も備えており、図書館利用者から過去の新聞記

事の閲覧及びコピーの希望に対応できるなど、大変利便性が向上すること、また、町史編纂事業の閲覧資料としても効果が期待できるとのことです。

委員より、購入する背景についての問いに、見たい情報が瞬時に検索や印刷ができること、及び紙媒体保管からの解消になるとの説明でありました。

次に、文化財保護費の一般文化財保護費ですが、これは、姉妹都市朝倉市との10年に1度の大交流の年に当たり、その講演に伴う照明・音響操作手数料と姉妹都市文化交流補助金であります。

次に、歴史総合資料館の消耗品費ですが、これは、歴史資料館1階展示室の展示ケース内の照明をLEDライトに転換するものです。

次に、体育施設費の高鍋町スポーツセンター費の需用費は、総合体育館事務室の空調設備の故障に伴う取りかえを行うもので、委託料は、総合体育館内の器具倉庫入り口が狭いことから、間口拡張に伴う工事設計委託で、工事請負費はそれに伴う改修工事費用です。

また、スポーツセンターのテニス場は、平成8年に建設され、16年経過して、現在は人工芝がつきはぎ状態で、つまり事例が出て危ないため、人工芝を張りかえる工事費用です。

委員より、利用者も減少していることから、土でもよいのではとの問いに、芝は降雨後の乾きがよく、また、整備することにより利用者がふえることを期待しているとの説明でありました。

同じく、総合運動公園費の需用費ですが、これは、小丸河畔運動公園野球場の照明施設に設置してある高圧受電設備開閉器の取りかえをするものと、小丸河川敷広場に設置してある簡易式トイレの便器が破損しているため取りかえを行うものです。

備品購入費は、町営野球場のグラウンド整備をトラクターに専用の器具を装着し、行っているが、ブラシ部分やレーキ部分が損傷や摩耗していることから、県の補助事業を活用し購入するものです。

委員より、トラクターによるグラウンド整備は利用者が行うかの問いに、職員で行っているとの説明でありました。

以上、全ての質疑が終わり、議案第33号平成25年度高鍋町一般会計補正予算（第1号）中、関係部分について反対討論はなく、採決に入り委員全員賛成で可決すべきものと決しました。

以上、御報告いたします。

○議長（山本 隆俊） 以上で文教福祉常任委員長報告を終わります。

これから質疑を行います。

議案第33号平成25年度高鍋町一般会計補正予算（第1号）中、関係部分について質疑を行います。質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 1点だけ、これもう一度、ちょっと詳しく説明していただけたらありがたいと思うんですよ。というのは、30、31ページの公民館費の太陽光のパネ

ル設置というところで、これ委員からも出たみたいなんですけれども、要するに、停電時に使う、そのための蓄電ということも視野に入れての工事内容だということの説明があったと思うんですけれども、普通は確かにその場で使うだけで、どれぐらい余剰の電力が出てくるのかというのわかりませんし、ここは避難場所ともなっておりますので、確かに蓄電があるということはすごくいいことだと思うんですよね。この量があまり太陽光パネルの設置工事に対して、全体のキロワット数に対して、蓄電の量がちょっと少ないのかなというふうにちょっと感じたところなんですけど、普通、大体、この公民館全体で使っている電気料とかそういうものはどれぐらい節電できるとか、そういうところの、審査の中でお話しは出てきたんでしょうかね。やっぱり、これがある程度効果がないと、売電をしないということですので、やっぱり電気料についてどれぐらいの効果があるちゅうことははっきりわからないと、なかなか設置しても、その効果があるかないかということがわからないといけないと思いますので、審査をされたかどうかお伺いします。

○議長（山本 隆俊） 委員長。

○文教福祉常任委員会委員長（青木 善明君） 太陽光パネル設置事業につきましては、20キロワットで蓄電池は40キロワットということで、現在の中央公民館は賄えます。で、停電時に対応できるように夜間照明の電力確保を想定していると。で、停電時では、テレビや携帯電話の充電などを考えておると、そういうことでございます。

○議長（山本 隆俊） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） これで、質疑を終わります。

以上で、文教福祉常任委員長報告に対する質疑を終わります。

以上で、各常任委員長報告に対する質疑を全て終わります。

これから1議案ごとに討論、採決を行います。

まず、議案第32号公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第32号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立全員であります。したがって、議案第32号公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正については委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第33号平成25年度高鍋町一般会計補正予算（第1号）についてこれから

討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 次に、原案に賛成者の発言を許します。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 議案第33号平成25年度高鍋町一般会計補正予算（第1号）に対して賛成の立場で討論を行います。

今回の補正予算については、防災について、防災行政無線を町内を網羅する形で設置、聞こえないなどに対して解消できるものと期待しています。

また、道路整備など、公民館からの要望は数多く上がっているものの、年次的にしっかりと対応している様子もうかがえます。また、教育関係でも、その校舎の改築を初め、安全・安心の確保できるような対応が1歩ずつ着実に進んでいると私は判断をして賛成といたします。

○議長（山本 隆俊） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） これで、討論を終わります。

これから、議案第33号を起立によって採決します。本案に対する各委員長の報告は可決です。本案は、各委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立多数であります。したがって、議案第33号平成25年度高鍋町一般会計補正予算（第1号）は各委員長報告のとおり可決されました。

日程第3. 議案第34号

○議長（山本 隆俊） 日程第3、議案第34号高鍋町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（小澤 浩一君） 議案第34号高鍋町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について提案理由を申し上げます。

本案につきましては、国が東日本大震災の復興財源のため、平成24年度から2カ年限定での特例措置として国家公務員の給与を削減し、地方自治体にも同様の措置を要請したことに伴うものであり、また、国が地方公務員の給与削減を前提とした地方交付税の削減を決めたことを受け、本町の一般職の職員及び常勤特別職の職員の給与を平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間、給与月額から一律4.6%削減することとし、関連する条例の一部改正を行うものでございます。

削減率の根拠といたしましては、地方交付税の試算を行ったところ、これに関します影響額は2,200万円程度となる見込みであるため、人件費を同額程度削減するものでございます。

本町におきましては、これまで、行財政改革の中で職員数を削減し、人件費や手当等の縮減を行ってまいりました。しかしながら、今回のような地方公務員の給与削減を前提とした地方交付税の減額は納得しがたいところではございますが、町の財政状況、住民サービスへの影響等を考慮しますと、避けられない事案であると判断し、決断したものでございます。

以上、本案につきまして、御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山本 隆俊） 続いて、担当課長の詳細説明を求めます。総務課長。

○総務課長（森 弘道君） 高鍋町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について詳細説明を申し上げます。

まず、この条例の第1条でございますが、これにつきましては、高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正となっております。

第2条につきましては、高鍋町常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部改正で、町長及び副町長の給与に関するものでございます。

また、第3条は、教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正ということで、教育長の給与に関するものでございます。

町長の提案理由でも申し上げましたように、平成25年7月1日から平成26年3月31日までの9カ月間、一般職員及び常勤特別職の給与を給料月額の4.6%削減するものでございます。

このことによりまして、一般職員の給与月額は平均1万4,500円の減額支給となります。特例期間中の一般職員の給与の削減額自体は平均13万円となる予定でございます。給与削減によります効果額は特別職も含めると約2,200万円となりまして、交付税減額の影響が先ほど申し上げましたとおり、試算によりますと約2,200万円となる見込みでありますことから、ほぼ同額を、給与削減によって賄う結果となる見込みでございます。

以上でございます。

○議長（山本 隆俊） 以上で、説明は終わりました。これから、質疑、討論、採決を行います。

議案第34号高鍋町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 議案第34号高鍋町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について反対の立場で討論を行います。これは2カ年と限定、復興と言われれば町長提案もやむを得ないものであることは理解できますが、高鍋町では、町長の提案理由にもあ

ったように、職員数も大幅に減らし、行財政改革を先んじて進めてきたところです。国に対して怒りを禁じ得ません。

政府は消費税2%を増税するときも、社会保障に充てると言いながら、その中身は大企業への減税そのものが、その金額が充てられました。また、来年からは消費税が大幅に上げられます。このように、国は私たち国民から絞れるだけ絞り取ろう、そういう気持ちが見えている、このことに対して禁じ得ません。

また、大企業、また企業に対しては法人税の減額がありましたが、その法人税の減額をもってして内部留保が260兆円もあると言われていています。本当に経済活動をしっかりとやり遂げるといふ気持ちが企業側にあるのなら、この内部留保260兆円の1%を雇用の関係に充てるだけでも、経済活動はしっかりと潤うことができるということを共産党はしっかりと提案をしています。

だからこそ、今のような社会保障、年金も引き下げられ、おまけにこうやって公務員の給与も引き下げるといふことは断じて許してはならないと思います。復興資金は確かに必要です。しかし、今の復興の状況を見てみると、本当に被災をされた皆さんが、かゆいところに手の届くような復興支援ではないということが、日々明らかになってきております。

大きな企業だけが自分の懐を肥やし、私たち国民は本当につらい思いをこれ以上どうしてしなければならないのでしょうか。そのことに怒りを持って、町長も恐らく断腸の思いで提案をされたんだと私は思います。職員も涙をのんで、下げられる給与を本当に子供たちにつぎ込みたいと思っている親の皆さんに申しわけなく思います。

教育費も高鍋町にいれば、都会に子供を出していれば非常にかかります。そういう方々が本当に給与が減るといふことがどんなことなのか、教育費が払えない、子供に無理やりアルバイトをさせなければならない、そんな思いを私はさせるのが国のあり方でしょうか。国のあり方に私は断じて許すことができないと怒りを込めて、この案件に反対いたします。

○議長（山本 隆俊） 次に原案に賛成者の発言を許します。賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 反対討論はありませんか。13番、永友良和議員。

○13番（永友 良和君） 今、7番議員も申されましたが、私もこの復興に関しては、国の考えもわかるわけですが、なるべくなら国家公務員で減額はとどめてほしい。地方までそういうのが及ぶことに対して大変怒りを覚えております。で、やっぱり職員の皆さんも、もう子育てが終わった職員の皆さん、あるいは今真っ最中の皆さん、あるいはまだ独身の方もいらっしゃると思いますが、今課長から詳細説明がありましたように、月額1万4,000円、この9カ月の間引かれるということは、計算しますと10万を超えるわけがあります。ですから、この子育てで一番大変な時期に、こういう減額がされるということに対して本当に私は反対の意思がものすごく強いです。できたら、これをとどめていきたいなという気持ちはあります。そういう意味で、反対の立場で討論いたします。

以上です。

○議長（山本 隆俊） 続いて、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） これで、討論を終わります。

これから、議案第34号を起立によって採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。済みません。ちょっとしっかり立ってください。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立多数と認めます。したがって、議案第34号高鍋町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正については原案のとおり可決いたしました。

日程第4. 議案第35号

○議長（山本 隆俊） 日程第4、議案第35号平成25年度高鍋町一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（小澤 浩一君） 議案第35号平成25年度高鍋町一般会計補正予算（第2号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,668万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ73億3,478万9,000円とするものでございます。

補正の内容といたしましては、風疹予防接種の接種機会が少なかった年代に流行が続いているため、妊娠初期の女性の風疹罹患を防ぎ、先天性風疹症候群の子の出生を防ぐことを目的に、任意の予防接種の接種費用を助成するもので、財源といたしましては繰越金でございます。

以上、本案につきまして御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（山本 隆俊） 続いて、担当課長の詳細説明を求めます。今回、内容が複雑なため、政策推進課長に引き続き、健康福祉課長の詳細説明を求めます。

まず、政策推進課長。

○政策推進課長（吉岐 昌敏君） それでは、御説明申し上げます。

まず、最初のほうから説明をいたさせてもらいます。8ページ、9ページをお開きください。衛生費の保健衛生費の予防費ですが、ワクチンの任意接種に伴う接種費用の助成を行うもので、1人当たりの助成額は9,535円で、対象者1,750名と見込み計上をいたしております。

まず、節の委託料ですが、ことし7月以降に町内の各医療機関で接種していただくための委託料として1,621万円、1,700名分を見込んで計上しております。

次に、扶助費ですが、ことしの4月以降、6月30日までの間に町内外の医療機関で既に接種をされた方について助成するものです。扶助費として47万7,000円、50人分を見込んで計上をいたしております。

続きまして歳入ですが、6ページ、7ページをお願いいたします。繰越金としまして、純繰越金1,668万7,000円を財源として計上いたしております。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（山本 隆俊） 続いて、健康福祉課長。

○健康福祉課長（河野 辰己君） 風疹ワクチン予防接種助成について詳細説明を申し上げます。

昨年来、首都圏を中心に風疹患者が急増し、全国的に拡大している状況の中、町としましては、風疹予防接種の接種機会がなかった町民の方に対しまして、予防接種料を助成することにより、妊娠初期女性の風疹罹患を防ぐとともに、子育て世代の経済的負担を軽減するものでございます。

接種対象者としてしましては、24歳から50歳までで、接種日に高鍋町に住民登録があり、次の1、2に該当する方であります。まず1、現在妊娠している女性の夫及び同居家族。2、妊娠を希望する女性及びその夫、未婚のパートナーを含む。接種対象者数は24歳から50歳までの男女6,497人のうち、風疹予防接種未接種者及び妊婦の風疹抗体陰性者等を推計し、対象者を1,750人としたものでございます。

また、ワクチン接種料は、現在、町内医療機関に委託している風疹ワクチンと麻疹ワクチンの混合ワクチン、いわゆるMRワクチンの単価、9,535円を上限として助成を行うものでございます。実施時期につきましては、平成25年7月1日から平成26年3月31日までといたします。

医療機関につきましては、町内の医療機関でのワクチン接種に限らせていただきます。

ただし、平成25年4月1日から同年6月30日までに、既に、町内外の医療機関でワクチン接種をされた方につきましては、償還払いで助成を行うことといたします。

なお、妊娠中の方には胎児に影響する可能性があるため、風疹ワクチン接種はできないこととなっております。

また、首都圏を中心に感染者が拡大している中、MRワクチンがことしの夏以降に、一時的に不足することが懸念されており、国としましても、現在、製造・販売事業者に対し、予定前倒しの出荷や増産体制をお願いしているところでございます。

最後に、6月9日現在、宮崎県内の風疹罹患患者数は21人となっており、高鍋保健所管内では、まだ、患者発生はいたしておりません。

以上でございます。

○議長（山本 隆俊） 以上で説明は終わりました。これから、質疑、討論、採決を行います。

議案第35号平成25年度高鍋町一般会計補正予算（第2号）について、質疑を行います。質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 先ほども詳しく説明していただいたんですが、お金の部分とそして内容の部分について1つずつ質疑をさせていただきたいと思います。

今回は、繰越金で対応してあるんですけれども、これは国からの助成とかが、後のほうであるのかどうかということ、それちょっと確認をさせていただきたいと思います。

それから、もう1つ、先ほども確かに急がせているということではあったんですけれども、増産はされているかもしれませんが、MRワクチンが不足するという事態、やはり駆け込み需要ではないけれど、やはりそういうことを、先ほどの説明では3月の31日までということだったと思うんですよね。だから、もし、増産が間に合わない場合は、ある程度状況を見てみないと、なかなかこの年度内に終了できるのかどうかというのが非常に気になるころではあるんですよね。だから、もし万が一不足した場合には、どうなるのかと、どういうふうな対策を立てていきたいのかということをお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 政策推進課長。

○政策推進課長（吉岐 昌敏君） まず、その財源のほうですけども、補助制度は今のところちょっと確認はできておりません。ただ、特別交付税というのがございますので、そちらのほうで、はっきりわかりませんが、救済があるかもしれないと考えているところで

○議長（山本 隆俊） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（河野 辰己君） 町内の医療機関のほうに、ワクチンの状況等についても一応確認をしているところでございます。現時点におきましては、対応はできているということではありますが、ただ、こういう形で非常にマスク等も今、ここ数日伝えておりますので、そういう需要が一気にふえる可能性はあるということでありまして、今後の出荷制限等も考えられるという話は医療機関からも聞いております。

期間につきましても、ほかの自治体のところでは、もう期限を8月いっぱいであるとか、10月いっぱいまでという形で期限を切られているところもあるようでございますが、高鍋町におきましては、3月31日まで、年度内いっぱいの形で対応をしたいというふうに考えておりますので、一時的に不足する場合も若干あるかもしれませんが、国のほうからも通知が来ておりまして、優先順位を決めて対応をお願いしたいということでありましたので、その優先順位というのが県のほうに来ておりまして、妊娠希望者あるいはそういう、その夫の方が比較的高い優先度でありまして、それ以外にも、例えば同居者の、今回同居者という形にしましたが、例えばその同居の方については、若干優先度が下がるということになっておりますので、そういう生活上の形態の中で、非常に優先順位の高い方から一応お願いしたいという形では、窓口のほうで受診をするように勧奨をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（山本 隆俊） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 私が心配しているのは、例えば、お知らせしたかなべであったりとかいろんところで、周知徹底というのを恐らくされると思うんですよね。で、そういう

ことになる、パニックになるというまではいかないかもしれませんが、大体年間200名ぐらいは出産、県外から、町外から帰ってこられて出産する方を含めると大体300名くらいいらっしゃるということで、非常にその辺のところはどこまでどうなんだろうかというのが非常に気になる場所ではあるわけですね。だから、私は、もう非常にその辺心配してるわけですよ。帰ってこられて、その辺がこっちが準備ができてないと帰ってこれないとかいうことができる可能性があると思いますので、やはり、その辺のところを、できればさっき優先順位とおっしゃったんですけど、できれば、お知らせたかなべあたりでも、その優先順位も必ず載せていただいて、できるだけパニックにならないような感じで、医療機関に一時期にばあっと殺到するという形じゃなくて、できれば徐々に、そういうお知らせをしていただければ、私はあまりパニックにならずに平均的に行っていたらいいんじゃないかなというふうに思いますので、これ、質疑ではちょっとないかもしれませんが、できれば皆さんがパニックにならないような形でのお知らせをしていただきたいと、これ要望と、とどめておきたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（河野 辰己君） きょうがたまたまお知らせたかなべの配付日となっておりますので、そういう形の中で、広報を全戸のほうにチラシを配付するように準備を進めているところでございます。その中に優先順位につきましても、若干触れさせていただいておりますので、そういったことのチラシ、あるいはホームページのほうにもアップをしまして、そういう広報活動については考えております。確かに、そういうことも想定をしながら対応をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（山本 隆俊） ほかに質疑はありませんか。2番、徳久信義議員。

○2番（徳久 信義君） 私も年頃の娘がおるんですけども、要するに、一人住まい、家族がおれば、家族の人が受けなさいよという話はするでしょうけども、一人住まいの子供というのは割と無頓着なんですね。私も何回となく娘にはともかく受けなさいよと言ったことは言ってますけども、無頓着で、うんわかったぐらいな感じで危機感というのはない。そこあたりをじゃあどう押さえていくのというのが問題であるかなと思いますけども、そこあたりはどういうふうにお考えですか。

○議長（山本 隆俊） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（河野 辰己君） 今回の対象が24歳から50歳までで、妊娠を希望する女性及びその夫という方たちが助成の対象になります。それ以外の方につきましては、今回の助成の対象にはなりません。そういう形で御理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（山本 隆俊） 2番、徳久信義議員。

○2番（徳久 信義君） だから、どういうふうにそういった一人住まいの女性、もしくは結婚しようとする男性に、この周知をするかということが大きな課題ではないかと思うん

ですよ。

○議長（山本 隆俊） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（河野 辰己君） 済みません。ちょっと説明が悪くて申しわけございました。きょう全戸配付チラシする中に、風疹の特性でありますとか、そういったものを含めて全部周知しておりますので、その周知を見ていただければ、多分御理解いただけるのではないかとこのように思っておりますので、そういう形でお願いしたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 13番、永友良和議員。

○13番（永友 良和君） 済みません。私、男性が聞くのもちょっとおかしいかもしれませんが、きのう夕方ちょっとテレビをつけたときに、この風疹にかかった女性が、妊娠していたですね、赤ちゃんが生まれて、何かその障害があったということで、最後、つけたときがもう最後のあたりやったんですけど、あとは耳だけというちょっとテレビがあっただけです。この風疹のことで、それで、本当、私が聞くのもおかしいんですが、もし妊娠された女性が風疹にかかって出産した場合、生まれてくる赤ちゃんに対して、どのような障害が考えられるのか、もしわかればお知らせ願いたいと思いますけど。

○議長（山本 隆俊） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（河野 辰己君） 先ほどの町長の提案理由の中にもございましたけど、風疹の流行によりまして、母児への影響としまして、先天性風疹症候群という形の中で、代表的な症状としまして、先天性の心疾患、心臓の疾患、難聴、白内障、発育障害、網膜症などが出るといって言われております。それを総じて、先天性風疹症候群という形で行われているようにございます。

以上でございます。

○議長（山本 隆俊） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） これで、質疑を終わります。これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） これで、討論を終わります。

これから議案第35号を起立によって採決します。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立全員と認めます。したがって、議案第35号平成25年度高鍋町一般会計補正予算（第2号）については原案のとおり可決いたしました。

ここで、しばらく休憩したいと思います。25分から再開いたします。25分ですね。

午前11時15分休憩

.....
午前11時25分再開

○議長（山本 隆俊） 再開します。

日程第5. 発議第3号

○議長（山本 隆俊） 日程第5、発議第3号年金2.5%削減中止を求める意見書の提出についてを議題といたします。

趣旨の説明を求めます。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 発議第3号年金2.5%削減中止を求める意見書について。提出者、高鍋町町議会議員、中村末子。賛成者、津曲牧子、永友良和、黒木正建、八代輝幸。上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出いたします。

読み上げて、提案とさせていただきますと思います。

年金2.5%削減中止を求める意見書案。国会は昨年2.5%年金削減法を含む国民生活に直結する重要法案を成立させました。その中でも、とりわけ年金2.5%削減の実施は深刻な不況と生活苦の中にある高齢者の生活を圧迫し、悲惨な結果を招くことが危惧されます。年金は自治体の高齢住民に直接給付される収入で、特に大都市群を離れた地域ではその削減は地域経済に大きな影響を及ぼすとともに、消費を冷え込ませ、不況を一層深刻にし、国の経済にも負の影響を与えることが懸念されます。

さらに、今準備されているデフレ下のマクロ経済スライドの実施など、限りない年金削減の流れに道を拓くものになり、若者を中心に年金離れが一層進み、年金制度への信頼はさらに低下することが懸念されます。

このような事態を踏まえて、高齢者の生活と地域経済を守るためにも、以下の事項について要望します。記。1、年金2.5%削減を中止すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。平成25年6月20日、提出先は内閣総理大臣、厚生労働大臣でございます。宮崎県児湯郡高鍋町議会です。

○議長（山本 隆俊） 以上で、説明は終わりました。

只今から質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第3号を起立によって採決します。原案のとおり決定することに賛成議員

は御起立願います。

[賛成者起立]

○議長（山本 隆俊） 起立全員と認めます。

したがって、発議第3号年金2.5%削減中止を求める意見書の提出については原案のとおり可決されました。

日程第6. 発議第4号

○議長（山本 隆俊） 日程第6、発議第4号少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2014年度政府予算に係る意見書の提出についてを議題といたします。

趣旨の説明を求めます。11番、青木善明議員。

○11番（青木 善明君） 発議第4号少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2014年度政府予算に係る意見書について。提出者、高鍋町議会議員、青木善明。賛成者、以下敬称を略して述べさせていただきます。池田堯、水町茂、柏木忠典。以上、各文教福祉常任委員でございます。上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出します。

意見書を読み上げます。35人以下学級について、小学校1年生、2年生と続いてきた35人以下学級の拡充が予算措置されていません。日本はOECD諸国に比べて、1学級当たりの児童生徒数や教員1人当たりの児童生徒数が多くなっています。一人一人の子供に丁寧な対応を行うためには、1クラスの学級規模を引き下げる必要があります。

文部科学省が実施した今後の学級編成及び教職員定数に関する国民からの意見募集では、約6割が小中高校の望ましい学級規模として、26人から30人を挙げています。このように保護者も30人以下学級を望んでいることは明らかです。

社会状況等の変化により、学校は一人一人の子供に対するきめ細やかな対応が必要となっています。また、新しい学習指導要領が本格的に始まり、授業時数や指導内容が増加しています。日本語指導などを必要とする子供たちや障害のある子供たちへの対応等も課題となっています。いじめ、不登校等生徒指導の課題も深刻化しています。こうしたことの解決に向けて、計画的な定数改善が必要です。子供たちが全国どこに住んでいても、機会均等に一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。

しかし、教育予算についてGDPに占める教育費の割合は、OECD加盟国の中で日本は最下位となっています。

また、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の負担割合は2分の1から3分の1に引き下げられ、自治体財政を圧迫するとともに、非正規雇用者の増大などに見られるように、教育条件格差も生じています。

将来を担い社会の基盤づくりにつながる子供たちへの教育は極めて重要です。子供や若者の学びを切れ目なく支援し、人材育成・創出から雇用・就業の拡大につなげる必要があ

ります。

以上のような理由から、義務教育費国庫負担制度を堅持するとともに、国の負担率を2分の1に復元し、30人以下学級の実現を強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。平成25年6月20日、宮崎県児湯郡高鍋町議会。提出先は、内閣総理大臣、官房長官、文部科学大臣、総務大臣、財務大臣でございます。

○議長（山本 隆俊） 以上で説明は終わりました。

只今から質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、発議第4号を起立によって採決します。原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立全員と認めます。

したがって、発議第4号少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2014年度政府予算に係る意見書の提出については原案のとおり可決されました。

日程第7. 閉会中における議会広報編集特別委員会活動について

○議長（山本 隆俊） 次に、日程第7、閉会中における議会広報編集特別委員会活動についてを議題といたします。

本件につきましては、閉会中における諸活動を認めたいとおもいますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 異議なしと認めます。

したがって、閉会中における議会広報編集特別委員会の諸活動を認めることに決定いたしました。

日程第8. 閉会中における議会運営委員会活動について

○議長（山本 隆俊） 次に、日程第8、閉会中における議会運営委員会活動についてを議題といたします。

本件につきましては閉会中を含め、次期定例会に係る諸活動を認めたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 異議なしと認めます。したがって、閉会中における議会運営委員会の諸活動を認めることに決定いたしました。

日程第9. 閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施について

○議長（山本 隆俊） 次に、日程第9、閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施についてを議題といたします。

本件につきましては、閉会中における各委員会、協議会等の諸活動並びに陳情等を認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 異議なしと認めます。したがって、閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施を認めることに決定いたしました。

○議長（山本 隆俊） 以上で、本日の日程は全て終了しました。会議を閉じます。

これで、平成25年第2回高鍋町議会定例会を閉会します。

午前11時40分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員